

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、コロナ禍における急激な原油価格・物価高騰等の影響で苦しい経営環境が続く中小企業者に対して、事業の継続を支援するため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で規定する者、及び同項で規定する各業種における資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数以下の法人格を持つその他の法人、団体等をいう。
- (2) 個人事業者 中小企業者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書（以下「個人確定申告書」という。）の第一表において事業欄に相当する箇所に「収入金額等」を有する者
 - イ 住民税の申告書類において事業欄に相当する箇所に「収入金額等」を有する者
 - ウ 前記ア及びイ以外の収入金額を有する個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）を提出した者
- (3) 対象となる費用 事業を行うに際して生じる光熱費、燃料費、原材料費で別表1に定めるものをいう。
- (4) 開業 中小法人等の設立又は個人事業者の開業をいう。
- (5) 事業承継等 事業承継、個人事業者からの法人化、又は法人からの個人事業主化をいう。

(給付事業)

第3条 支援金の給付対象者、対象期間等は、別表2のとおりとする。

(給付の申請)

第4条 申請者は、次の各号に掲げる書類を添付して、別表2で規定する申請期間内に市長に提出するものとする。

- (1) 次のアからカまでのすべて
 - ア 千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付申請書（様式第1号）
 - イ 誓約書・同意書（様式第2号）
 - ウ 申請者名義の振込先口座の通帳の写し
 - エ 様式第1号に記載する対象となる費用の内訳を確認できる書類の写し
 - オ 対象となる費用が発生した月から申請までの間に事業承継等した場合は、その旨を確認できる書類の写し
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (2) 申請者が法人の場合は、前号に掲げる書類のほか次のアからイまでのすべて。なお、開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない場合は、ウのみとする。
 - ア 申請日時点で直近の事業年度を含む法人確定申告書別表1の控え（いずれも収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。ただし、収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）又は「受信通知」（以下「収受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、当該年の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出することで足りる。）
 - イ 前記アに対応する法人事業概況説明書（両面）の控え
 - ウ 税務署へ提出した法人設立届出書の写し（収受日付印が押印されていること。なおe-Taxにより申請した場合は、「受信通知」を添付すること。ただし、収受日付印等が存在しない場合には、千葉市へ提出した法人設立・設置届出書の控え（収受日付印が押印されていること）を提出することで足りる。）
- (3) 申請者が個人事業者の場合は、第1号に掲げる書類のほか次のアからウまでのいずれか
 - ア 第2条第1項第2号アに該当する場合は、次の（ア）から（エ）までのすべて

(ア) 直近年分の個人確定申告書第一表の控え（いずれも収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知」を添付すること。ただし、収受日付印等が存在しない場合には、当該年の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出することで足り、また、収受日付印等及び「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、当該年の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出すれば足りる。）。

(イ) 所得税青色申告決算書又は収支内訳書の控え

(ウ) 申請者本人名義の国民健康保険証等の写し又は国民健康保険の資格が確認できるもの（様式第1号に記載する対象となる費用が発生した月から申請日時点で有効であるものに限る。）

(エ) 本人確認書類の写し

イ 第2条第1項第2号イに該当する場合は、次の（ア）から（エ）までのすべて

(ア) 直近年度分の市民税・県民税申告書の控え（収受日付印が押印されていること。（eLTaxにより届出した場合は、受付日時が印字されていること。）なお、eLTaxによる届出であって、受付日時が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。）

(イ) 管轄の税務署へ提出した個人事業の開業・廃業等届出書の控え（収受日付印が押印されていること。（税務署においてe-Taxにより届出した場合は、受付日時が印字されていること。）なお、e-Taxによる届出であって、受付日時が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。ただし、収受日付印等が存在しない場合には、管轄の都道府県税事務所に提出した開業届出の控え（収受日付印が押印されていること。）を提出することで足りる。）

(ウ) 申請者本人名義の国民健康保険証等の写し又は国民健康保険の資格が確認できるもの（様式第1号に記載する対象となる費用が発生した月から申請日時点で有効であるものに限る。）

(エ) 本人確認書類の写し

ウ 第2条第1項第2号ウに該当する場合は、次の（ア）から（イ）までのすべて

(ア) 管轄の税務署へ提出した個人事業の開業・廃業等届出書の控え（収受日付印が押印されていること。（税務署においてe-Taxにより届出した場合は、受付日時が印字されていること。）なお、e-Taxによる届出であって、受付日時が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。ただし、収受日付印等が存在しない場合には、管轄の都道府県税事務所に提出した開業届出の控え（収受日付印が押印されていること。）を提出することで足りる。）

(イ) 本人確認書類の写し

(4) 特定非営利活動法人及び公益法人等で確定申告を要しない場合は、第1号に掲げる書類のほか次のアからウまでのすべて。なお、開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない場合は、イからウまでのすべて。

ア 申請日時点で直近の事業年度分をその期間内に含む事業収入が確認できる資料（活動計算書、事業活動収支計算書、正味財産増減計算書等で根拠法令等において作成が義務付けられている書類又はこれに類するもので、直近の事業年度分の法人事業収入が確認できるもの）

イ 申請者の履歴事項証明書（申請時点で3か月以内に発行されており、かつ、申請時の代表者氏名の記載のあるもの）

ウ 事業規模（資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）が確認できる書類

2 申請者は、本条で定める法人確定申告書類及び個人確定申告書類の裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳その他の市が定める書類等を電磁的記録等により7年間保存するとともに、当該書類等その他市が必要と認める書類等について、市の依頼に応じて速やかに提出すること。

（給付対象外となる者）

第5条 別表2で規定する給付対象外要件に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は受給することができない。

(1) 中小法人等にあつては、申請日時点で千葉市内に本店を有していない者

(2) 個人事業者にあつては、申請日時点で千葉市の住民基本台帳に記録されていない者で、かつ、申請日時点において千葉市内に事業所を有していないもの

(3) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定

- する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (5) 宗教上の組織又は団体
 - (6) 政治団体
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (8) その他市長が適当でないと認める者

（給付及び不給付の決定通知）

第6条 市長は、第4条の規定により提出された申請を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で給付の適否を決定し、その旨を申請者へ千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付可否決定通知書（様式第3号）により通知するとともに、適正と認められた申請者に対して、支援金を給付するものとする。

2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、第4条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により、支援金の給付を行わないことを決定したときは、その理由を付して申請者に対し通知するものとする。

（給付の取消）

第7条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により、支援金を受けたとき

(2) この要綱に違反したとき

(3) 給付決定者から給付決定取消の申出があったとき

(4) その他市長が不適正と認めたとき

2 市長は、前項の規定により給付の決定を取り消した場合は、千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（返還請求）

第8条 市長は、前条の規定により給付の決定を取り消したときは、既に支払った支援金の全部について、期限を定めて給付決定者に対し、その返還を請求するものとし、給付決定者はその請求に応じて返還しなければならない。

2 前項の規定による返還請求は、千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金返還請求書（様式第5号）によるものとする。

（その他）

第9条 支援金は、予算額の範囲内に限り、申請者からの申請について、市長が第3条に規定する要件を満たすと確認した時点で成立し、市長が給付額を決定する贈与契約である。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

別表 1

対象となる費用 (第 2 条関係)		
		対象品目
	光熱費	電気、ガス (LP ガスを含む)
	燃料費	ガソリン、重油、軽油、灯油
	原材料費	原料、材料、仕入物品、 消耗品、荷造運賃

別表 2

対象期間	令和 5 年 4 月から 令和 5 年 9 月まで	令和 5 年 1 0 月から 令和 6 年 3 月まで	令和 6 年 4 月から 令和 7 年 3 月まで
給付対象者	次の（１）から（５）までのいずれにも該当すること。 （１）中小企業者であること。 （２）法人にあっては、市内に本店を有する者とし、個人事業者にあっては、市内に住所を有する者又は市内に主たる事業所を有する者とする。 （３）様式第 1 号に記載する対象となる費用が発生した月から申請日時点まで継続して事業を行っている者 （４）支援金の受給後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。 （５）次のいずれかに該当する者 ア 対象期間のうち任意の 1 か月において、光熱費、燃料費の合計が、3 万円以上であると認められる者 イ 対象期間のうち連続した 3 か月において、対象となる費用の月平均が 5 0 万円以上であると認められる者		
給付対象者の特例	（１）申請者は、前記給付対象者（５）の対象となる費用について、次のアからウに該当する場合には特例を用いることができる。 ア 対象となる費用が発生した月から申請までの間に個人事業者から法人化したものについて、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合は、法人化前の個人事業者の対象となる費用と法人化後の法人の対象となる費用を合算することができる。 イ 対象となる費用が発生した月から申請までの間に法人から個人事業主化したものについて、証拠書類等の一部が法人として作成されている場合は、個人事業主化前の法人の対象となる費用と個人事業主化後の対象となる費用を合算することができる。 ウ 対象となる費用が発生した月から申請までの間に事業承継を行ったものについて、証拠書類等の一部が承継前の事業者により作成されている場合は、事業承継前の事業者の対象となる費用と事業承継後の事業者の対象となる費用を合算することができる。 （２）前号アからウのいずれかの特例を適用する場合、事業形態等に変更が生じたことが分かる資料を申請書に添付するものとする。		
給付対象外要件	第 5 条各号のほか、次のいずれかに該当する者は受給できない。 （１）個人事業者にあっては、対象となる費用が発生した日以降において、被雇用者又は被扶養者である者 （２）既に同事業の給付の申請及び給付を受けたもの。ただし、令和 5 年 4 月から令和 5 年 9 月まで又は令和 5 年 1 0 月から令和 6 年 3 月までが対象期間の給付を受けた者が令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までが対象期間の給付を受ける場合を除く。		
給付額	1 者当たり 1 0 万円	1 者当たり 5 万円	1 者当たり 5 万円
申請期間	令和 5 年 8 月 2 5 日から 令和 5 年 1 2 月 1 5 日まで	令和 6 年 1 月 3 1 日から 令和 6 年 6 月 1 4 日まで	令和 7 年 5 月 9 日から 令和 7 年 8 月 2 9 日まで